

## 日本教職大学院協会事務局の組織及び運営に関する細則

(平成 29 年 5 月 19 日制定)

(目的)

**第 1 条** この細則は、日本教職大学院協会規約（以下「規約」という。）第 26 条第 4 項の規定に基づき、事務局の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(事務局次長)

**第 2 条** 事務局に、事務局次長を若干人置く。

2 事務局次長のうち 1 人を庶務担当とする。

(組織)

**第 3 条** 庶務担当事務局次長のもとに、事務部を置く。

2 事務部に、事務部長を置く。

3 事務部に、総務課、財務課及び教務課を置く。

4 課に、課長を置く。

5 その他必要な職員を置くことができる。

(職員の委嘱等)

**第 4 条** 事務局次長は、事務局長が推薦し、会長が委嘱する。

2 前条 2 項、4 項及び 5 項に掲げる職員は、事務局所在の大学の職員のうちから庶務担当事務局次長が委嘱する。

3 事務局に、専任の職員を置くことができる。

(総務課の所掌事務)

**第 5 条** 総務課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 協会の事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。

(2) 公印を管守すること。

(3) 文書類の接受、発送及び整理保存すること。

(4) その他、他の部及び課に属さない事務を処理すること。

(財務課の所掌事務)

**第 6 条** 財務課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 協会の会計事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。

(2) 予算及び決算に関すること。

(3) 収入及び支出に関すること。

(4) その他会計事務に関すること。

(教務課の所掌事務)

**第 7 条** 教務課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 協会の教務事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。

(2) 所掌事務に関する諸調査、統計及び報告に関すること。

(3) その他教務事務に関すること。

(事務)

**第 8 条** 事務手続きに関し必要な事項は、規約等に定めるもののほか、事務局所在の大学の定めるところによる。

**附 則**

本細則は、平成 29 年 5 月 19 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。